

広報  
じか  
ShikaTown

INDEX

大島の春祭り	2
住民課からのお知らせ	3～5
税務課からのお知らせ	6～7
まちかどルポ	8～9
情報パーク	10～13
生涯学習だより	16～17
健康カレンダー	22

2009

5 月号

May

No.45

# 大島の春祭り

大島漁港



大島の港



急な階段



意富志麻神社



高台



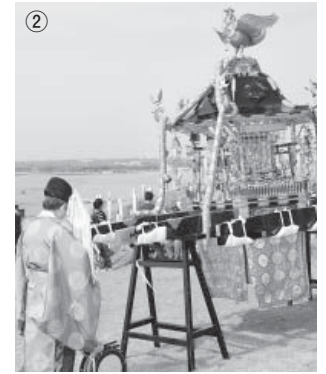
①

桜の花が満開となった4月13日(月)に大島の意富志麻神社で春の祭りが行われました。この時期はこの地域でも春祭りが行われていますが、ここは今では珍しくなっている神輿と獅子舞をする春祭りが行われています。



③

大島ではその昔、鰯漁が盛んで漁師達を中心となって祭りが行われていました。



②

以前は海岸沿いの地域では漁師達が、漁の安全と豊漁を願って祭りが行われていました。しかし、現在では若い担ぎ手が不足し深刻な問題となつていきます。ここ4、5年の間に他の地域では獅子舞などができなくなつてしまいました。

祭りは子ども達による獅子舞で幕を開けます。青年団が神輿を担ぎ諸願堂へ通じる急な階段を上がついていきます。苦しい階段を登り終えると海が見渡せる高台に出ます。爽やかな風を感じながら神主による祝詞が始まります。これは海上安全や大漁を祈り、地区の皆さんが栄えるようにと思いが込められています。それが終わると再び神輿を担いで、今度は階段を駆け下りります。男達は「わっしょい、わっしょい」と声を掛け合いながら諸願堂を3回、ぐるりと回ります。そして港で子ども達が獅子舞を踊り、祭りは終わります。



⑤



④



⑧



⑦

①子ども達による獅子舞 ②高台でお祈りしている様子 ③大島集会所近くの桜並木  
④諸願堂を回る青年団 ⑤意富志麻神社 ⑥大島諸願堂  
⑦笛と太鼓を演奏する子ども達 ⑧獅子舞を踊る前の子ども達



⑥

大島に伝わる伝説

言い伝えによると大島諸願堂は室町時代に大島沖で難破して命を落とした息子や乗組員の供養にと、肥前(現長崎県)の船持武太夫が故郷から石を運んで建てたと言われています。

# これから75歳 になる皆さまへ



## 75歳の誕生日から 後期高齢者医療制度に 加入することになります

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人と一定の障害があると認定された65歳以上75歳未満の人が加入する高齢者の医療制度です。

被保険者（対象者）は、医療保険（国保・社保・共済・組合など）から脱退して新たに後期高齢者医療制度へ加入することになります。

### 《被保険者証》

新しい被保険者証がお手元に届くのは誕生月の前月末（例…4月生まれは3月末）です。

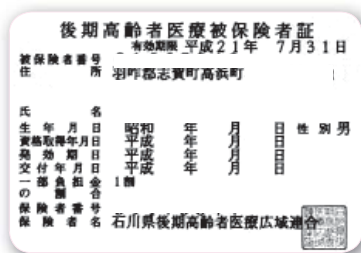
75歳の誕生日から有効となりますので、医療機関にかかる際に提示してください。

### 《保険料》

保険料は、後期高齢者医療制度に加入した月の翌月に計算され、『保険料額の決定通知書』と『納付書』がお手元に届きます。（例…4月生まれは5月）

### 【注意】

年額18万円以上の年金を受給している方は原則として年金からの天引き（特別徴収）により納付して



### 【例】年金天引きが開始されるまで

後期高齢者医療の資格取得月	資格取得月から年金天引きが開始するまでの期間の保険料納付方法	年金天引きが開始される月
4月2日～10月1日	『保険料の決定通知』と『納付書』がお手元に届きます。納付書により納付ください（口座振替により納付を希望される方はお申し込みが必要です）	資格取得月の次の4月
10月2日～12月1日		資格取得月の次の6月
12月2日～2月1日		資格取得月の次の8月
2月2日～4月1日		資格取得月の次の10月

※ 75歳年齢到達、障害認定、転入などにより、年度の途中で新たに後期高齢者医療の資格を取得した方の納付方法は、最初から特別徴収となりません。半年間は普通徴収により保険料を納めてもらうこととなります。

納め忘れのないよう口座振替により納付ください。

いただきますが、後期高齢者医療の資格を取得し、年金天引きが開始されるまでの間は、普通徴収（自主納付・口座振替）となります。  
また、年金の受給金額が18万円未満の方、介護保険料と合わせた額が年金額の2分の1を超える方は普通徴収となります。

いよいよ

6月から

# 特定健診 が 始まります！

\* 40歳から75歳未満のすべての人が対象で、内臓脂肪の蓄積による生活習慣病を予防するための健診です。

健診名	対象者	健診会場	健診期間	持ち物
特定健診	志賀町国保加入者で 40～75歳未満の人	集団健診会場	6月2日～7月5日	受診券と保険証
		町内医療機関	6月1日～8月31日	

## ★受診方法が選べます！

- 各地区の**集団健診会場**もしくは**町内の医療機関**で  
**受診券**と**保険証**を持って受診してください。  
 治療中の人にも必ず受診しましょう！

## ○健診の受け方



- 健診の案内が届きます \* 健診の受診券が入っているので持参してください。  
 (5月中旬)

- 「特定健診」を受けます

**\*できるだけ食事をしないで受診しましょう！**

(検査データに影響します)



- ★国保加入者で、職場などで健診を受ける人は住民課まで連絡してください。

## 75歳以上の後期高齢者医療に加入の人

各地区の集団健診会場（地区集会施設）で受診してください。町内の医療機関では受診できません。健診実施期間中に75歳になる人は、お誕生日の前後で受診会場が異なりますので注意してください。

## 脱メタボ…ワンポイントアドバイス！

食物繊維は人の体で消化できないため、胃に停留する時間が長くなり、満腹感がでます。食べすぎ防止に最初に食物繊維を多く含む野菜や海草を食べると一緒に食べた物の吸収を遅らせ血糖値の急増も防ぐので、減量の心強い味方です！

# 老齢基礎年金 65歳からの老齢基礎年金 あなたはいくら受け取れるかチェック

## 老齢基礎年金は

20歳から60歳になるまで40年間、保険料を全て納めて満額の年金が受給できます。

●年金額(満額)792,100円(月額66,008円)

## 20歳から60歳になるまで40年間の記録の確認

●納付済および免除などの月数をチェック

1号保険

納付済月数 月	全額免除 月	4分の1納付 月	半額納付 月	4分の3納付 月
------------	-----------	-------------	-----------	-------------

●社保・共済・組合に加入の月数をチェック

2号保険

保険者月数 月	3号保険 保険者月数 月
------------	--------------------

$$792,100円 \times \left( \frac{\text{納付済月数}}{480} + \frac{\text{全額免除月数}}{480} \times \frac{1}{3} + \frac{\text{4分の1納付月数}}{480} \times \frac{1}{2} + \frac{\text{半額納付月数}}{480} \times \frac{2}{3} + \frac{\text{4分の3納付月数}}{480} \times \frac{5}{6} \right) = \text{65歳からの年金額 円}$$

(平成21年度の額) 480月(加入可能月数)

●付加保険料(1月400円)を納めていた人は

$$\text{65歳からの年金額 円} + 200円 \times \text{付加保険料納付済月数 月} = \text{65歳からの年金額 円}$$

## 何歳から受給できますか？ 繰り上げ請求と繰り下げ請求

月	0カ月	1カ月	2カ月	3カ月	4カ月	5カ月	6カ月	7カ月	8カ月	9カ月	10カ月	11カ月
60歳	70	70.5	71	71.5	72	72.5	73	73.5	74	74.5	75	75.5
61歳	76	76.5	77	77.5	78	78.5	79	79.5	80	80.5	81	81.5
62歳	82	82.5	83	83.5	84	84.5	85	85.5	86	86.5	87	87.5
63歳	88	88.5	89	89.5	90	90.5	91	91.5	92	92.5	93	93.5
64歳	94	94.5	95	95.5	96	96.5	97	97.5	98	98.5	99	99.5
65歳	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
66歳	108.4	109.1	109.8	110.5	111.2	111.9	112.6	113.3	114.0	114.7	115.4	116.1
67歳	116.8	117.5	118.2	118.9	119.6	120.3	121.0	121.7	122.4	123.1	123.8	124.5
68歳	125.2	125.9	126.6	127.3	128.0	128.7	129.4	130.1	130.8	131.5	132.2	132.9
69歳	133.6	134.3	135.0	135.7	136.4	137.1	137.8	138.5	139.2	139.9	140.6	141.3
70歳	142 (70歳以降は変わりません)											

繰り上げ支給

繰り下げ支給

65歳前に老齢基礎年金を請求すると、年金が減額されるほか、次のことに注意ください。

- ①特別支給の老齢厚生(退職共済)年金の一部が支給停止となります。65歳からは、新たに老齢基礎年金と老齢厚生年金が受けられます。
- ②遺族厚生(共済)年金を受けている方は、65歳になるまで、どちらか一方の有利な年金の選択となります。
- ③繰り上げ請求後、障害の状態になっても障害基礎年金の請求はできません。
- ④寡婦年金を受ける権利のある人は寡婦年金は請求できません。
- ⑤国民年金の任意加入はできなくなります。
- ⑥一度、繰り上げ請求すると、取消はできません。

●繰り上げ請求、繰り下げ請求をすると一生同じ割合で、減額または増額した率の年金を受けることになります。

### ポイント

繰り上げ・繰り下げ請求する場合は、請求の翌月分からの支給となりますので、誕生日の前日からその月の末日までに手続きをしましょう。

誕生日が5月1日の人は、前日の4月30日までに繰り上げ・繰り下げ請求をすると5月分から支給されます。

国民年金に関する  
お問い合わせ・相談は

七尾社会保険事務所 ☎0767-53-6511 または  
住民課国保年金担当まで ☎32-9121 町内IP 8-32-9121